

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの経営に対する基本的な考えは「企業は株主・従業員・社会の三者の共有物であり、これにお客様、サプライヤー、金融機関等を加えた全てのステークホルダーに利益と誇りをもたらす(Profit and Pride for All Stakeholders)」ということであり、長期的利益の犠牲のもとに短期的利益を追求しないことを命題としております。そのために順法精神に則り、「技術に裏打ちされた、独自性のある、かつ社会に有用な商品の世界中で安くつくり、適正価格で売る」ことにより、高い収益力を持った強い会社となるべく不断の企業活動を展開しております。

そして、これらを支える根幹として、その時代における事業環境や当社グループ特有の経営事情を総合的に勘案した、最適なコーポレートガバナンスを構築することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

原則2-4-1[女性の活躍促進を含む社内多様性の確保]

当社の人材育成方針は、経営理念として「愛情と信頼に基づく人間尊重経営」、「派閥の無い強固な団結による風通しのよい経営」を掲げています。これらの理念に基づき、すべての従業員がその能力を出し切ることができる人材育成、働きがいのある職場づくりを進めています。

当社の女性活躍促進等に関する取り組み状況は、下記のサイトに掲載しております。

- 両立支援のひろば <http://ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>
- 女性の活躍推進企業データベース <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

当社では外国人・中途採用者の管理職への登用等に関して測定可能な目標の策定はありませんが、当社事業環境、事業の動向に応じて必要と考えられる人材は分け隔てなく管理職へ登用を行っており、人材の多様性が確保できるように努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4[政策保有株式]

(1)政策保有株式の保有方針

当社は、取引先との信頼関係強化による販売の拡大、安定調達、安定的な資金調達等といった、販売・購入活動等における事業の円滑な推進が見込める場合に限り株式を保有する方針としており、原則として新規の政策保有をしないことを方針としております。

また、政策保有株式は、定期的に個別銘柄毎に経営状況・取引状況等を確認・評価し、保有の適否を決定する方針としております。具体的には、事業上のシナジーだけではなく、各銘柄の経営状況について成長性・収益性・安全性・評価性の指標により現状把握を実施し、取締役会において保有の合理性を評価、検証しております。

上記の方針に基づき、今後も保有の合理性と資本の効率性を考慮しながら、保有効果が希薄化したと認められる銘柄については縮減を進める方針であります。

(2)政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に沿って判断し、行使いたします。当社の保有目的に反すると思われる議案については、外部機関の当該議案に対する評価を参考にして、適切に評価・判断いたします。

原則1-7[関連当事者間の取引]

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会で承認、報告を要するよう規定し実施しております。

また、主要な株主を含む取引先との商品の販売、材料等の購入においては、公正で透明かつ自由な競争ならびに適正な取引を行うことを、「EKK企業行動憲章」の[企業行動原則]に定め、取引を行っております。

原則2-6[企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の企業年金は、基金を設立のうえ、資産の運用を行っております。資産の運用にあたっては、従業員の資産形成の側面並びに当社自身の財政面にも影響を与えることを踏まえて、運用機関に対するモニタリングを定期的に行うとともに、基金に配置する人材に関しても運用にあたる適切な人材を計画的に登用・配置するなど適正に対応しています。

具体的な運営にあたっては会社と加入者の代表者で構成する代議員会・理事会・資産運用委員会で重要案件の機関決定を行い、その結果について基金のホームページ等を通じて開示しています。

原則3-1[情報開示の充実]

(1)経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、「EKK企業行動憲章」を定め、当社ホームページ(<https://www.ekkeagle.com/jp/>)に掲載しております。

また、当社は、中長期的な経営計画を策定することを基本としており、その概要は「決算短信」、「株主総会資料」等に記載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針

「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役の報酬方針手続

取締役の報酬に関しては、取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、本方針に基づき、株主総会で決定いただいた総額の範囲内で取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会、監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議にてそれぞれ決定しております。

また、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。)および執行役員(国内非居住者を除く。)を対象とした業績連動型株式報酬制度も導入しており、詳細は、事業報告、有価証券報告書に記載しております。

(4)取締役候補者の指名・解任方針、手続

取締役の指名に関しては、以下のとおり能力、見識、人格等を総合的に判断して候補者に指名することを基本として、取締役会にて決定しております。

業務を執行する取締役については、当社グループの業務に精通した取締役が経営の重要事項の決定に関与することが重要であるとの考えに基づき、個々の経歴もふまえ候補者に指名しております。

社外取締役については、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従うとともに、豊かな経験と高い見識に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただけることが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

監査等委員である取締役については、取締役会の業務執行の監査・監督を観点から、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監査機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

監査等委員である取締役のうち、社外取締役については、上記の考え方に加え、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従って候補者に指名しております。

取締役の解任に関しては、上記指名方針に反する業務執行や不正行為が認められる場合には解任する方針としております。

(5)個々の指名・解任についての説明

取締役の指名については、個人別の経歴について、「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役の解任については、解任理由について、「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

補充原則3-1-3【情報開示の充実】

当社のサステナビリティの取組みについては、経営理念を基本として、各年度の活動を中心にCorporate Reportにて開示しております。

人的資本に関しては「人権・労働慣行への取り組み」に基本的な考え方、各取り組みを記載しております。

知的財産への投資に関しては、グローバルに展開される回転装置軸封部品のソリューションプロバイダーとしての責務を果たすべく、主に、トライボロジー・材料技術・流体力学をベースとして、各種解析技術を駆使してシール技術に必要な専門分野に特化した研究開発活動を中心に、当社が培ってきた独自技術の深化に努めるべく取り組みを進めています。

なお、持続可能な社会の実現とその一環としての気候変動への対応が各企業において急務となっておりますが、TCFD提言に沿った取り組みとして、気候変動が当事業に及ぼす「リスク」と「機会」を特定し、カーボンニュートラルを考慮した事業活動の整備と、かねてより推進している次世代自動車・次世代エネルギー市場をターゲットとした「環境・省エネに資する次世代独自技術商品」の開発を今まで以上に加速して取り組んでおります。

詳細については当社HPに掲載しておりますCorporate Report2026を参照ください。

<https://www.ekkeagle.com/jp/>

補充原則4-1-1【取締役会の役割、責務(1)】

取締役会規則を制定し、取締役会にて付議する事項を明確に定めております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(3)に概要を記載しております。

原則4-9【独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

独立社外取締役については、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従うとともに、豊かな経験と高い見識に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただけることが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

補充原則4-10-1【任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会において指名・報酬の議案を付議する際に、社外取締役の関与・助言を得るべく発言を促しています。なお、指名・報酬に関する客観性・透明性を向上させるため、取締役会の諮問機関として、取締役会長、社外取締役4名を構成員とする指名報酬委員会を設置しており、指名・報酬などの特に重要な事項について、定期的な確認・協議を行い、取締役会に対する適切な助言を行っています。

補充原則4-11-1

「当社が取締役に特に期待する分野」として、2025年度株主総会資料およびCorporate Report2026に掲載しております。また社外取締役には、他社での経営経験を有する者を選任しております。

補充原則4-11-2

取締役の兼任については、事業報告で開示しております。また、社外役員以外の役員が、他社の役員を兼任する場合には、取締役会で付議することと定めております。

補充原則4-11-3

取締役会の実効性については、前事業年度の開催実績を取締役会にて報告し、取締役会の活動状況について協議を行っております。2025年度の取締役会に関しては、法令、定款、取締役会規則に基づいた附議事項の決議および報告の実施と各附議事項について、社外取締役・監査役の意見交換・助言も踏まえて適切に行われている旨を取締役会において協議しており、実効性は確保できていると評価しております。

なお、2025年度の取締役会の活動状況についてはCorporate Report 2026にも記載しております。

補充原則4-14-2【取締役、監査役のトレーニング】

当社は、取締役がその役割、責務を果たすために必要な知識の習得、適切な更新等の研鑽に努めるための機会を、継続的に提供することを方針としております。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取組に関する方針

(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主との対話いわゆる窓口、コミュニケーションは、経理本部長・総務部長が統括担当いたします。

- (2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
事業報告の作成や決算説明会準備においては、業務、経経本部のみならず営業、技術本部も参加し、当社の事業全体を説明できる体制を設けています。
- (3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
機関投資家向け説明会を年2回開催しており、社長が説明を行なっています。
- (4)対話において把握された株主の意見、懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
対話においていただいた意見は、必要に応じて担当の取締役、経営陣にフィードバックし、今後のIR活動への参考にしています。
- (5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
対話の際において、インサイダー情報を提供しません。また、ディスクロージャーポリシーにおいて、決算期末日から発表日までの一定期間を沈黙期間として定め、株主、投資家からの対話を制限する定めを設けています。

【株主との対話の実施状況等】

当社の株主との対話の実施状況は下記のとおりです。

- (1)株主との対話の対応者
経経本部長・総務部長で対応しております。
- (2)2025年度の株主との対話の実績・対話の内容
国内機関投資家を中心に約60件面談を実施しており、主に事業動向および事業のリスクならびに今後の成長戦略、株主還元等について対話を実施しております。
- (3)対話において把握された株主の意見のフィードバック等
対話で得られた意見等に関しては、当社のコーポレートガバナンス、中期経営計画の策定、株主還元の検討の際に参考として活用しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2026年6月24日

該当項目に関する説明 更新

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】
当社では、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の一環として、「資本政策の基本的な方針」を下記のとおり定めております。なお、当該方針の英文については「Corporate Report」に記載し、開示しております。

(資本政策の基本的な方針)
当社の基本的な資本政策の方針は、財務の安定性・健全性を担保した上で、企業価値の持続的向上を図ることを目的に策定しております。
企業価値向上を図る指標としては、EVAスプレッド(ROIC-WACC)とし、ROICの向上とWACCの適正化を進め、事業の付加価値を高めていきます。併せて、株式価値向上を目指すべく、エクイティ・スプレッド(ROE-資本コスト)を管理指標として、株価、資本コストを意識した経営を進める方針です。
また、高い財務健全性および対外信用力を担保するために必要な自己資本比率を設定し、自己資本が一定のレベルを超過する際には積極的に株主還元を進めることで、資本コストの適正化を図り、ROEの向上を目指します。
そして、将来の収益確保に向けた成長分野への投資においては、資本コストを基準としたハードルレートを設定し、キャッシュフローの正味現在価値、内部収益率を慎重に算定した上で投資を厳選してまいります。
事業での売上高利益率の向上、総資産回転率の良化、財務レバレッジの活用といった一連の施策を通じて、中長期的にはROE10%の達成を果たし、PBRの改善を図ってまいります。

(2025年度業績を踏まえた現状分析)
2026年3月末時点の当社の1株当たり純資産は、2,927.77円であり、現状の市場株価(2026年5月平均株価:2,855円)と比較すると、PBRは約0.97倍程度で推移しています。
当社は、ROICの目標値を6%、ROEについては目標値を9%と定めておりますが、2025年度実績は、ROICが5.7%、ROEは8%であり、事業上の課題である自動車・建設機械業界向け事業および半導体業界向け事業の収益改善に引き続き取り組み、全体の収益向上を図ることで早期の目標値の達成を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NOK株式会社	14,812,559	29.77
フロイデンベルグ・エス・エー	3,800,000	7.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,807,300	5.64
第一生命保険株式会社	2,758,000	5.54
イーグル工業持株会	2,287,028	4.59
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	961,500	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76761口)	802,798	1.61
株式会社三井住友銀行	771,283	1.55
株式会社三菱UFJ銀行	659,416	1.32
株式会社中国銀行	637,407	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記のほか、自己株式が3,506,542株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

(その他の関係会社を有する上場会社における開示)

当社は、1964年10月にNOK株式会社の回転軸シールの一種であるメカニカルシール部門が独立し、設立された企業であります。NOK株式会社は、当社の議決権の32.3%を所有する筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用会社であり、製品販売を主とした事業上の取引関係があります。

製品販売においては、NOK株式会社との間で販売代理店契約を締結しておりますが、当該契約に基づき、日本国内における当社の自動車・建設機械業界向け事業の製品を、同社の自動車顧客販売網を通じて販売しております。なお、当社の海外における自動車・建設機械業界向け事業ならびに当該事業以外の各事業の製品およびサービスは、当社および当社グループ会社等を通じて販売しております。

また、当社の主要製品であるメカニカルシール、特殊バルブ等は、主に金属・カーボン等、無機系の材料により製造される品目であり、NOK株式会社の主要製品であるオイルシールとは製品機能が異なっていることから、使用される機器の技術特性に応じて選定されることより、現時点において製品上の競合関係は生じておらず、当社の自動車・建設機械業界向け事業以外の各事業（一般産業機械業界向け事業、半導体業界向け事業、船用業界向け事業、航空宇宙業界向け事業）については、当社独自の販売、顧客網ならびに各事業に応じたビジネスモデルに基づき、グローバルで展開しております。

なお、当社とNOK株式会社は、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、2026年10月1日（予定）をもって両社の完全親会社となるNOK Group株式会社（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立することについて合意し、2025年11月10日開催の当社およびNOK株式会社の取締役会において決議しました。それに伴い、同日、経営統合契約書を締結し、本株式移転に関する株式移転計画書を共同で作成いたしました。また、当社およびNOK株式会社は、2026年5月21日付の合意に基づき、当該株式移転計画書の別紙（共同持株会社の定款）を変更いたしました。（当該変更後の株式移転計画書を以下、「本株式移転計画」といいます。）本株式移転計画については、当社の2026年6月24日開催の2025年度定時株主総会にて承認可決されました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山澤梨沙	弁護士											
庄野勝彦	その他											
坂口昌子	弁護士											
小池 孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山澤梨沙		○	——	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、同氏と当社との間には利害関係はないことから独立性は保たれていると判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。
庄野勝彦	○	○	庄野勝彦氏が理事として務めておりました、一般社団法人日本産業機械工業会と当社との間では、会費等の支払い取引がございますが、「選任の理由」に記載のとおり、その額は極めて僅少であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏は2025年5月に当会の理事を退任いたしました。	産業機械業界における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。なお、当社は、同氏が理事を務めておりました、一般社団法人日本産業機械工業会に対して会費の支払い等の取引関係がありますが、当該取引額は同法人の経常収益と比較して極めて僅少(1%未満)です。これより、同氏は「主要な取引先の業務執行者」には該当しないものと判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。
坂口昌子	○	○	——	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏と当社との間には利害関係はないことから独立性は保たれていると判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。
小池 孝	○	○	——	事業会社における企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏と当社との間には利害関係はないことから独立性は保たれていると判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任しており、選任にあたっては下記方針に従い選任し、一定の独立性を確保しております。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項)
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、当該取締役及び使用人の職務権限・人選等について監査等委員である取締役と協議して決定するものとし、執行部門から一定の独立性を図ることとする。
なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会をはじめとした監査等委員である取締役が出席する主要な会議体への出席等、監査等委員会の策定する監査方針、監査計画に基づき活動することで、その職務の実効性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役で構成される監査等委員会では、会計監査人と随時情報の交換を行うことで相互連携を実施いたします。具体的には、会計監査人との各事業所監査の実施、会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などの確認や、業務執行に伴った適切な会計処理に関する専門的な意見の聴取といった内容を中心に、定期的に情報交換を実施いたします。また、これらの監査の状況、計画については、監査等委員でない社外取締役へも報告説明し、情報交換を行います。

内部監査部門は、内部統制および内部監査の結果および計画について監査等委員会及び取締役会において報告し、監査等委員である取締役から意見を伺い、必要に応じて内部監査の指示を受け、随時連携した監査を実施いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役

補足説明

指名報酬委員会は、社内の取締役1名と社外取締役4名の合計5名で構成されており、取締役会から諮問を受けた確認・助言機関として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等、経営上重要な事項を取締役会から諮問を受けて検討し、取締役会へ答申を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準や、当社グループの業績向上および企業価値増大へのモチベーションを高めることも勘案した報酬体系としております。

なお、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

これらの報酬制度の概要等については、(7) 取締役報酬関係 「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

取締役の報酬額は、事業報告および有価証券報告書において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関しては取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議によりそれぞれ決定しております。

なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上を含む経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。指名報酬委員会は、取締役会長および社外取締役を構成員とする会議体であり、指名・報酬等の経営上の重要な課題に関する確認・助言を行っております。

当社の、取締役の報酬に関する方針は、以下のとおりです。

a. 方針の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬方針については、指名報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬方針については、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

b. 基本方針

当社グループは、技術に裏打ちされた独自性ある、かつ社会に有用な商品を世界中で安くつくり適正価格で提供することで高い収益力を持つ強い企業になることを目指しております。そして、この方針を、中長期的な視野を持って追求することが、当社グループの中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上に資すると考えています。

この方針を遂行するにあたっては、当社の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲と、ステークホルダーの満足度向上を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社の経営陣に対しては、一定割合が当社グループの中期計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入しており、半年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

c. 個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬(金銭)・短期業績連動報酬(金銭)・中長期業績連動報酬(株式)の三区分別としております。一方、監査等委員でない社外取締役には、業務執行から独立した社外の立場から客観的なご意見、ご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬(金銭)のみ支給いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましても、当社グループ全体の職務執行に対する監査・監督の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬(金銭)のみ支給いたします。

なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や、企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

当社の取締役の報酬体系は、役職(会長職、社長職、副社長職、専務職等の役付)の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとし、現在適用する階差は、短期・長期成果部分が基準額であった場合、専務職1に対し、会長、社長職は1.6内外の設定としております。

d. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項(天災、特別損益等)を勘案し、決定しております。

中長期業績連動報酬に係る指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROIC、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

e. 非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方針

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)および執行役員に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を交付および給付する制度です。

f. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合(比率)の決定方針

当社の業域は自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役の短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の10%・20%としております。

g. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

h. 個人別の報酬等の内容の決定の方法

個別の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬の支給案については、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役、監査等委員である社外取締役へは、取締役会事務局を担当している総務部がその職務のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(会社の意思決定ならびに機関設計の考え方)

当社は経営の意思決定がただちに実行されるよう常に組織の見直しを行い、同時に大幅な権限委譲と責任の明確化をはかり、最大の成果を達成しうる体制を整えております。設置する各機関(会議体)には、その重要性に応じ社外取締役、監査等委員である取締役、労働組合の参加があり経営の透明性を保っております。

(会社の設置する機関の概要)

・取締役会

法定事項ならびに取締役会規則に基づいた決議事項の決議、重要な経営施策の報告、その他経営方針等の決定および業務執行状況の監督等を行っております。

・監査等委員会

監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行い、当該決定に則り、取締役の職務の執行を監査を行います。また、監査等委員会は、代表取締役社長が任命した内部監査員と連携し、業務執行部門の監査を実施いたします。

・指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として取締役会長および社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。

・本部長室長会

取締役、執行役員、本部長、室長、事業部長、ビジネスユニット長及びその補佐職で構成され、常勤監査等委員である取締役の出席のもと、月次開催し、業務執行に関する議案の審議および取締役会付議事項の事前審議、報告を行っております。

・労使協議会等

労使により構成される中央労使協議会等、各種委員会を適宜開催し、事業計画・重要組織変更・経営施策等の事項について説明・協議を行っております。

・サステナビリティ委員会

社長を委員長とし、各組織・部門長で構成され、持続可能な社会実現に向け、当社グループのサステナビリティ活動の目標決定および活動状況の評価を行っております。また、それらの活動状況は取締役会へ報告しております。サステナビリティ活動の重要課題の設定においては、各活動の目標設定ならびに活動状況の確認に合わせ、各活動のリスクと機会を整理・把握し、当社グループにおけるサステナビリティ活動の実効性確保に向けた評価も進めております。

また、事業活動上に潜むリスクを抽出し、リスク顕在化の予防保全体制の確認のためサステナビリティ委員会傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上のリスクの洗い出しから予防保全を図っております。

・安全衛生・環境中央会議

当社グループの事業活動上の安全衛生活動及び環境マネジメントの推進状況の確認を行っております。

・内部監査員

社長が指名する内部監査員により、当社グループにおける内部統制システムの整備を図るとともに、各部門及び関係会社の定期的な監査を実施しております。

(取締役会及び指名報酬委員会の活動状況)

2025年度における取締役会および指名報酬委員会の開催状況は下記のとおりであります。

a. 取締役会の開催回数、具体的な検討内容

当社の取締役会は12回開催され、法令、定款および取締役会規則に基づいた決議事項、報告事項の上程ならびに経営の重要事項を協議しております。

・取締役会における具体的な検討内容

取締役会における具体的な検討内容(審議内容)は下記のとおりです。

(決議事項)法令、定款で定められた決議事項のほか、弊社取締役会規則に基づく決議として、当社グループの経営・販売計画、重要な設備投資、資金計画等29件を審議決定しております。
(報告事項)法令、定款で定められた報告事項のほか、内部統制システムの運用状況、各委員会の活動状況等業務執行上重要な事項を20件報告しております。

b. 指名報酬委員会の開催回数、具体的な検討内容
当社の指名報酬委員会は2回開催され、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。
・指名報酬委員会における具体的な検討内容
指名報酬委員会における具体的な検討内容は、指名に関する事項として、取締役の指名・選任・解任基準の確認および当該基準に基づいた具体的な役員候補者の確認を行っております。また、報酬に関する事項としては、取締役の報酬方針の確認および当該方針に基づいた業績連動報酬額、取締役報酬額の確認と審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2024年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
この移行により、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任し、意思決定の迅速化を実現するとともに、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの向上を図ります。
また、当社は2009年6月より執行役員制度を導入し、取締役会は少人数の機関へ変化し、取締役の業務執行状況の監視を含めた意見交換等を活発かつ対等に議論する環境を整備し、取締役会の実効性の向上に努めてまいりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役による更なる取締役会のモニタリングの強化を図ります。
監査等委員である取締役は、取締役会の出席・議論のみならずその他の重要な社内の会議体への出席やグループ会社も含んだ定期的な内部監査の実施、更に代表取締役社長が指名する内部監査員による内部監査の実施状況、報告等を監査等委員会にて確認を行い、会社経営全般を監視する仕組みを、経営陣から独立した立場で整備・構築いたします。これらを鑑み、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されていると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2026年の2025年度定時株主総会に関するアクセス通知・招集通知は6月4日(木)に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	2026年の2025年度定時株主総会は6月24日(水)に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会資料(招集通知(狭義)、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類)を英訳し、自社HPおよびTDnetに登録開示している。
その他	株主総会資料を自社および東京証券取引所ウェブサイトへ発送日前に掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	HPのIR情報ページに掲載している。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として決算発表および第2四半期決算発表時(年2回)に決算説明会を開催している。	あり

IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料(パワーポイント資料)、株主総会招集通知をHPのIR情報ページに掲載している。 「IR情報」 https://www.ekkeagle.com/jp/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	経理本部長および総務部長がIRを担当している。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	EKK企業行動憲章に基づきコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針、EKK人権方針、調達方針等を定め、すべてのステークホルダーを尊重
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ委員会を設置し、企業のサステナビリティ活動方針を決定し、各重要課題の決定とその活動状況の評価を行い、当該活動状況は取締役会に報告を行っている。また、安全衛生・環境中央会議を定期的に開催し安全衛生活動・環境保全等の推進状況を確認している。
その他	Corporate Reportを発行し経営情報の一元的(財務・非財務情報)な情報提供を実施

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、定款及び社内規則等に基づき、株主総会議事録及び取締役会議事録等各種議事録並びに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、サステナビリティ委員会の傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上のリスク抽出と対策を実施し、定期的に予防保全体制の確認を行い有事に備える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標設定にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限及び意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催する経営会議及び経営診断を通じて事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

EKK企業行動憲章に基づきコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針を定め、コンプライアンスを重視することを明確にし、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確保するものとする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社統轄部門が管轄する子会社の経営状況を定期的に報告させ、経営管理機能については、当社の各室・本部(本社主管部門)が各々の所管業務について、経営計画等に基づいた方針、各施策に基づき、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を報告させるものとする。

(6) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社主管部門および子会社統轄部門は、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社統轄部門において、各子会社の事業状況・収益管理について定期的な把握に務め、当社の代表取締役、各室・本部長へ定期的に報告を実施し、企業集団全体の経営の効率性を図るものとする。

(8) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社にEKK企業行動憲章・コンプライアンス規程・EKK従業員コンプライアンス行動指針を整備、周知させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立させるものとする。一方、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社並びに子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

(9) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、当該取締役及び使用人の職務権限・人選等について監査等委員である取締役と協議して決定するものとし、執行部門から一定の独立性を図ることとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会をはじめとした監査等委員である取締役が出席する主要な会議体への出席等、監査等委員会の策定する監査方針、監査計画に基づき活動することで、その職務の実効性を確保する。

- (10) 監査等委員会への報告に関する体制
内部統制規程に基づき、当社の内部監査員による、当社グループの業務の適正を確保する体制に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じ内部監査員へ監査に関する指示を行うものとする。
また、内部通報規程に基づき、当社グループの役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適切な対応の仕組みを定め、監査等委員会へも内部通報を報告できる体制を整備し、当該報告を行った役職員への不利益取扱いを禁止するものとする。
- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会に基づき、監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に従い、監査等委員である取締役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行を監督するため、監査等委員会規則に基づき監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査等委員である取締役が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。また、会計監査人と監査等委員である取締役が定期的な意見交換を実施するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況(2025年度の実績)

- (1) 取締役の職務の適正性およびリスクマネジメント・コンプライアンス体制の状況
法令・定款および規則等に従い、取締役会他重要な会議体を定期的開催し、取締役の職務が適正に確保される体制を整備しました。また、企業活動の多様化、グローバル化等に伴い企業集団としてのリスク管理、コンプライアンスの重要性が増しておりますので、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し有事への備えをいたしております。また、「EKK企業行動憲章」に基づき「コンプライアンス規程」、「EKK従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、その周知徹底を図り、職務上のモラルの向上に務めました。
- (2) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の状況
内部統制規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備を進め、毎事業年度の内部監査を節目にリスク対応力の継続強化に努めるとともに、経営状況の報告を定期的実施し、企業集団全体の経営の効率性の確保を図りました。また、財務報告にかかる内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な法令・定款違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。
- (3) 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制の状況
監査等委員である取締役が取締役会をはじめ経営会議など重要な会議体へ出席する体制を整備するとともに、必要な会議体へ出席いただきました。また、監査等委員である取締役は、業務および財務の状況調査を行えるように業務執行部門と随時連携を図り、必要に応じ補助使用人を監査において活用しました。また、代表取締役、会計監査人、監査等委員でない社外取締役との意見交換を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察・暴力追放運動推進センター・特殊暴力防止対策協議会・弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、経営トップ以下、組織全体として対応するものとする。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、添付図のとおりです。
当社では会社情報の管理責任者として情報取扱責任者を選任しており、業務本部長がその任に当たっております。

【当社の適時開示に係る社内体制】



